

申15号「設備関係技術センター総務科業務の見直し」団体交渉を行う！

地本は「設備関係技術センター総務科業務の見直し」の提案を支社より受けました。

今施策の目的は、技術センター設備総務業務のうち「集約することで、より均質的に行うことができる業務」を、千葉支社設備部企画課に新設する「現業事務グループ（仮称）」に集約することで、専門性を高め、業務の均質化を図ることにより、効率的で生産性の高い業務執行体制を構築するとあります。しかし、現場からは、業務内容の仕切りや、総務科から企画科へ移行した一般社員の業務内容について不安の声も出されています。

地本は、安全・安定輸送の維持・向上を目指して奮闘する東労組組合員の負託に応え、安全・健康・ゆとり・働きがいのある職場を創り上げるために団体交渉を行いました。

確認事項

◆施策の目的について

- 各技術センターの共通的な業務を支社に集約することで、統一した視点での業務運営（均質化）ができる。
- 技術センターからの問い合わせにも、一元化することで速やかに対応できるようになる。

◆現業事務グループ（仮称）の業務内容

- 業務内容はこれまで技術センターで実施してきた勤務・資材・契約・人事関係の一部と、現場巡回や各種セミナー開催等を行っていく予定である。
- 現場巡回は週1～2回行う。目的は日常業務での疑問点の解消と、スケジュールに合わせて業務が進んでいるかの点検である。
- 一通り技術センターを指導できる知識や技術を有する職場であり、今施策ではJR本体で運営する。

◆施策後の技術センターの設備事務業務について

- 勤務変更については随時発生するものなので、技術センターで行う。33発動の労基署への届け出は「事業所単位」であり技術センターで行う。産廃処理は契約と事後処理は現業事務センターで行い、業者とのやり取りは技術センターで行う。
- 技術センターからの問い合わせにしっかりと対応できるよう、現業事務グループの運営方法（情報共有のあり方など）について調整していく。
- 総務科の事務職は、企画科、企画安全科に移行した後も「事務職」の職名とし、基本的に設備事務業務に専念する。技術的判断が伴う業務は、技術職が判断していく。（具体的な担当業務は箇所長が指定する）
- 年度末や棚卸しは、技術センター内で助勢を行う。総務科長の削減後も、業務量や負担が大きく増えることはない。

◆ハンディキャップをもつ組合員への配慮について

- 多様な社員が、設備職場で最大限の能力を発揮できるようこれまでどおり配慮していく。

◆技術センター組合員の勤務作成について

- 年休の申し込みなど、生活設計の配慮はこれまでと変わらず配慮していく。
- 超勤整理や旅費修正のチェックは各テーブルの科長が行う。
- 管理者への勤務勉強会は、これまででも行ってきたが、今施策に伴い実態に踏まえフォローをしていく。

◆施策実施に伴う異動や検証について

- 異動に関しては、これまでも自己申告書を用いて個人面談などでていねいに把握しており、これからも取り組んでいく。
- 施策実施日は準備時間を確保して、現場に負担がかからないように、4月1日以降で考えていく。
- 施策実施後、組合から具体的な提起がある場合は「労使間の取扱いに関する協約（平成27年10月1日締結）」に則り取り扱っていく考えである。

施策実施後、確認事項が守られているかを検証し、安全・健康・ゆとり・働きがいのある設備職場を創り上げよう！